

# 参 考 資 料 ②

<地方税財政に関する調査・アンケート結果について>

(地方税財政常任委員会)

# 「地方一般財源総額の確保・充実」に関するアンケート結果

- 平成30年6月 全国知事会地方税財政常任委員会の構成都市府県に対してアンケートを実施
- 委員長県を除く23団体からの回答結果をとりまとめ

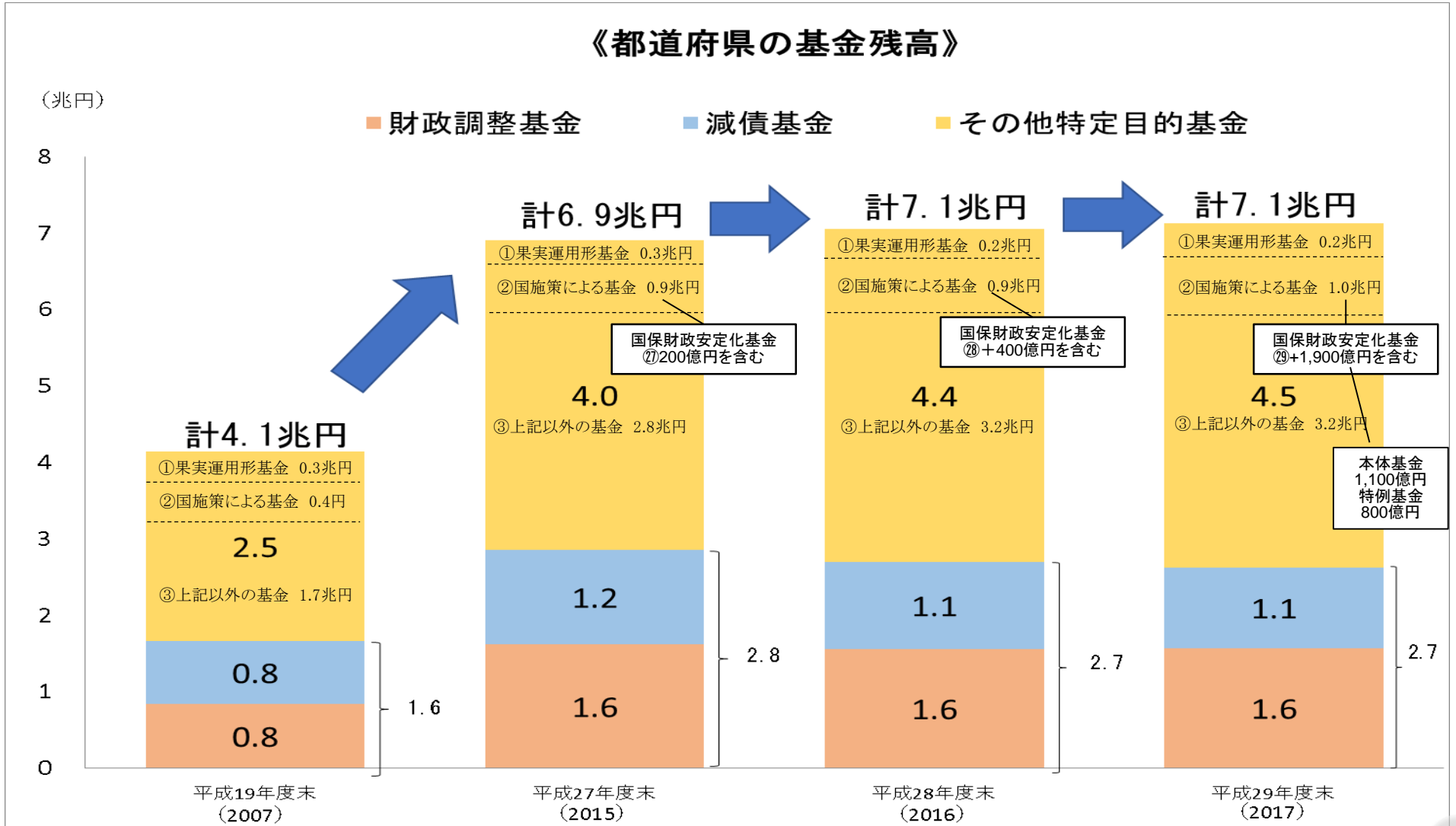
## 2019年度(平成31年度)以降の地方一般財源総額についての主な意見

- 地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、教育、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分になえるよう、2019年度(平成31年度)以降についても、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すべき。
- 地方の歳出の内訳を見ると、高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分については給与関係経費や投資的経費などの地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情であり、更なる削減には限界がある。  
一方で、社会保障関係費や臨時財政対策債の償還、公共施設の老朽化対策といった財政需要の更なる増加が見込まれていることから、2019年度(平成31年度)以降の地方財政対策においては、地方の財政需要を適切に把握し、安定的な財政需要に必要な地方一般財源総額及び地方交付税の総額の確保・充実が不可欠である。
- 地方が社会保障関係経費の自然増や地域経済の活性化などの財政需要に対応し、自立的、安定的な行財政運営ができるよう、地方財政計画を適正に策定するとともに、地方が自立して人口減少対策・地方創生に取り組んで行くために、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額を確保すべき。
- 2019年度(平成31年度)以降についても、超高齢社会への対応や地方創生の推進などに必要不可欠な財政需要を地方財政計画に的確に計上し、予見可能性を持ちながら、計画的な財政運営を行うことができるよう、必要な地方一般財源総額を確保すべき。
- 更なる人口減少対策や地域経済活性化の取組み、社会保障経費の増嵩などを踏まえ、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、必要な地方一般財源総額及び地方交付税総額を確保すべき。  
※ 骨太の方針では、最低限のラインは確保されたが、都市部を中心とした社会保障費の増、税込増の反動でミクロでは財政力の弱いところにしわ寄せがくる懸念がある。
- 地方財政計画に地方の行政需要を的確に積み上げ、地方交付税本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額を充実するとともに、2019年度(平成31年度)以降も引き続き地方の一般財源総額を確保・充実すべき。
- 地方財政計画において生じる財源不足の解消にあたっては、累増する臨時財政対策債の発行によらず、地方交付税の法定率を上げるなど、持続可能な制度の確立を目指すべき。また、元利償還金が他の需要経費を圧迫することがないように、その縮減や財源を確保すべき。

# 「基金の積立状況等」に関するアンケート結果①

○ 平成30年6月 全都道府県に対してアンケートを実施し、全ての都道府県からの回答を集計。

## 1-1. 各都道府県における基金の積立状況



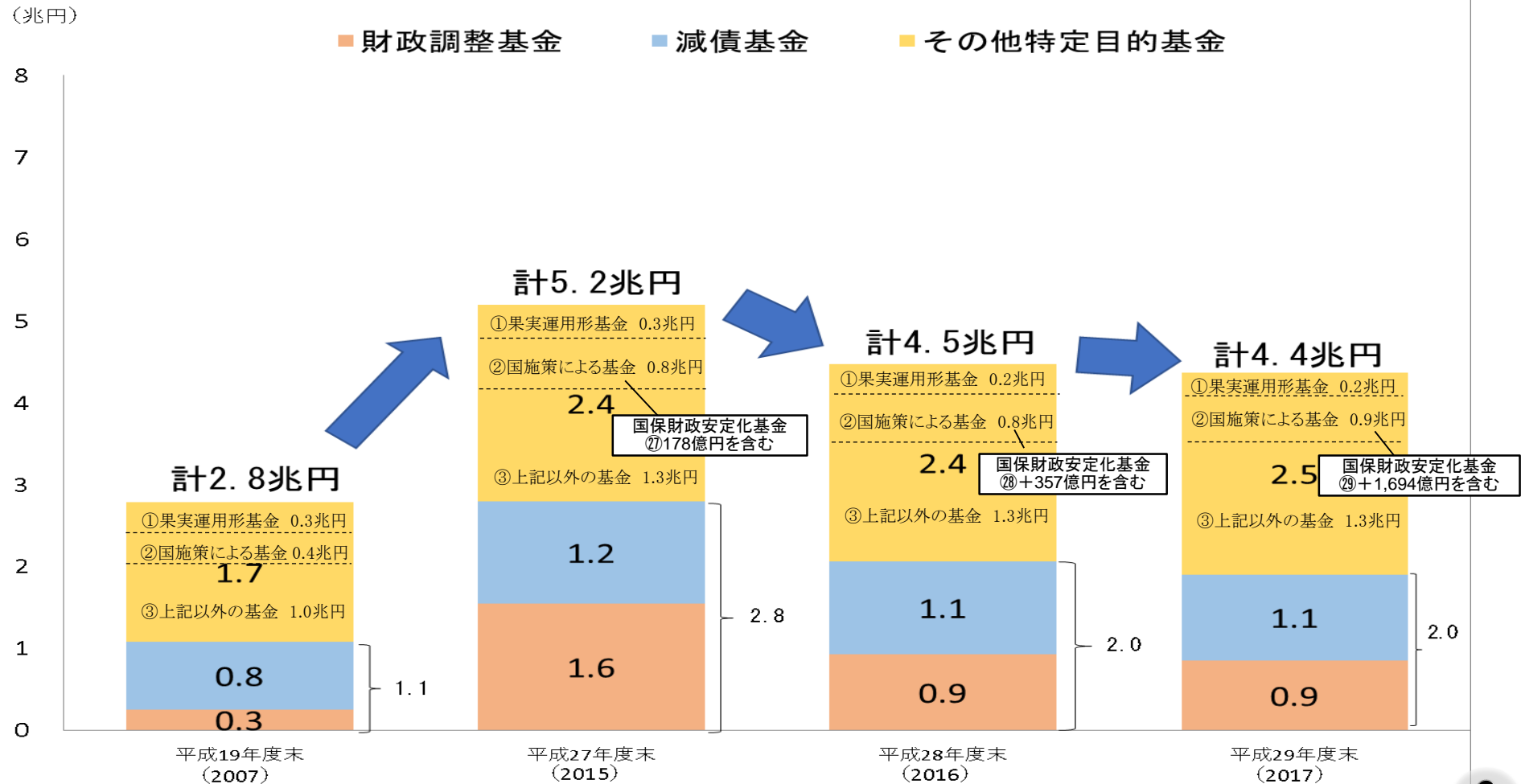
(注) 東日本大震災関係の基金残高はその他特定目的基金から控除している。  
満期一括償還に係る積立額は減債基金から控除している。

# 「基金の積立状況等」に関するアンケート結果①

○ 平成30年6月 全都道府県に対してアンケートを実施し、全ての都道府県からの回答を集計。

## 1 - 2. 不交付団体を除く道府県の基金残高

《道府県の基金残高 ※不交付団体除く》



(注) 東日本大震災関係の基金残高はその他特定目的基金から控除している。  
満期一括償還に係る積立額は減債基金から控除している。

# 「基金の積立状況等」に関するアンケート結果②

○ 平成30年6月 全都道府県に対してアンケートを実施し、全ての都道府県からの回答を集計。

## 2. 各都道府県における、各基金の積立て理由について（複数選択可）

### （1）財政調整基金

ア	景気変動、人口減少・少子高齢化等による税収減に備えるため	3	2
イ	災害等の不足の事態に備えるため	3	7
ウ	普通交付税を含む地方財政の将来見通しに不安があるため	2	1
エ	金利変動等の公債費の償還リスクに備えるため		2
オ	歳出削減等の行財政改革の効果を県民に還元できる事業に充当するため		2
カ	公共施設、インフラ等の長寿命化対策のため		3
キ	庁舎、文化施設等の新設、建替等に要する経費の平準化を図るため		1
ク	多額の負担が見込まれる特定の財政支出に備えるため		5
ケ	地方財政法第7条第1項の規定により、決算剰余金を基金に積み立て	3	6
コ	その他		9

#### 【その他】

- ・普通交付税の精算分を積み立てて翌年度以降に取り崩すため
- ・地方法人課税の見直し等の税制改正に伴う税収減に備えるため
- ・あらゆる財政リスクに備え、長期にわたる財政の健全な運営に備えるため
- ・長期にわたる財源調整を行うことによって、財政の健全な運営に資するため
- ・予算編成時の収支不足に対応するため

### （2）減債基金

ア	景気変動、人口減少・少子高齢化等による税収減に備えるため	1	3
イ	災害等の不足の事態に備えるため	1	0
ウ	普通交付税を含む地方財政の将来見通しに不安があるため		9
エ	金利変動等の公債費の償還リスクに備えるため	3	4
オ	歳出削減等の行財政改革の効果を県民に還元できる事業に充当するため		0
カ	公共施設、インフラ等の長寿命化対策のため		1
キ	庁舎、文化施設等の新設、建替等に要する経費の平準化を図るため		2
ク	多額の負担が見込まれる特定の財政支出に備えるため		1
ケ	地方財政法第7条第1項の規定により、決算剰余金を基金に積み立て		8
コ	その他	1	4

#### 【その他】

- ・後年度の県債償還に備えるため
- ・臨時財政対策債の理論償還と実償還額との乖離への対応のため
- ・県債の償還財源を計画的に確保のため
- ・将来の県債の償還に対応するため
- ・翌年度予算の県債の償還財源に充てるため
- ・満期償還に係る繰上償還相当分、運用益を減債基金に積み立て
- ・県債の償還及び適正な管理に必要な財源を確保するため
- ・県債の償還及び適切な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するため

# 「基金の積立状況等」に関するアンケート結果③

## 2. 各都道府県における、各基金の積立て理由について

### (3) 特定目的基金

ア	景気変動、人口減少・少子高齢化等による税収減に備えるため	1
イ	災害等の不足の事態に備えるため	9
ウ	普通交付税を含む地方財政の将来見通しに不安があるため	0
エ	金利変動等の公債費の償還リスクに備えるため	0
オ	歳出削減等の行財政改革の効果を県民に還元できる事業に充当するため	3
カ	公共施設、インフラ等の長寿命化対策のため	20
キ	庁舎、文化施設等の新設、建替等に要する経費の平準化を図るため	32
ク	多額の負担が見込まれる特定の財政支出に備えるため	40
ケ	地方財政法第7条第1項の規定により、決算剰余金を基金に積み立て	1
コ	その他	22

### 【その他】

- ・法定外目的税収や民間企業等からの寄附金を積立て(当該年度又は翌年度にそのほとんどを取崩し)
- ・超過課税等により確保した財源を産業振興・環境保全等の事業に充当するために積立て
- ・県政の重要課題に対応するための事業に充てる資金や県民税の超過課税分を積立て
- ・地域活動の担い手育成、救急医療提供体制の充実等
- ・実行プランに掲げる事業の着実な実施に必要な財源を確保するため
- ・県の超過課税、寄附金、貸付事業の返済金を原資として積立て
- ・地域経済活性化、防災対策、福祉施策、教育、競技力向上、環境保全等の事業を実施するため
- ・独自課税や寄附金を活用し、森と緑が有する環境保全、災害防止等の公益的機能の維持増進のための施策に必要な財源を明確に確保するため
- ・森林の整備保全や産業廃棄物の発生抑制等に要する経費に充てるため(独自の目的税を徴収)
- ・障がい者雇用の促進など特定の行政目的の推進を図るため
- ・県経済の活性化に資する主要プロジェクトや寄附金等を活用した特定の政策を推進するため
- ・独自課税による県税収入を後年度事業にも活用できるよう積み立て
- ・特定の財政支出や様々な特定課題に対応する事業に充当するため
- ・南海トラフ地震対策、ふるさと寄附金の活用、人材確保・育成、森林環境保全、学術研究支援等の事業を実施するため
- ・循環型社会の実現、荒廃した森林の再生、国際的に活躍する人材育成等の事業を実施するため
- ・医師修学資金貸与など地域における医師確保に資する財源を確保するため



# 「基金の積立状況等」に関するアンケート結果④

## 3. 各都道府県における、財政調整基金及び減債基金の積立額の目安について（複数選択可）

### （1）財政調整基金

ア	標準財政規模の一定割合	11
イ	基準財政需要額の一定割合	0
ウ	予算規模の一定割合	1
エ	県債残高の一定割合	0
オ	中・長期の財政見通し等に基づく財源不足見込額	7
カ	災害の被害想定等に基づく所要見込額	6
キ	リーマンショック時などにおける県税の減収実績額	2
ク	過去の取崩実績額	6
ケ	その他	18
コ	特に目安となる水準はない	11

### （割合、見込額等の具体例）

3%～10%程度（うち8県は減債基金等と合わせて）  
 —  
 5%程度（減債基金と合わせて）  
 —  
 約10億円～約850億円（うち6県は減債基金と合わせて）  
 約10億円～約250億円（うち2県は減債基金と合わせて）  
 約540億円～約2,000億円  
 約60億円～約340億円（うち1県は複数基金と合わせて）  
 —  
 —

### 【その他】※減債基金との重複あり

- ・中・長期の財政見通しに基づく財源不足見込額や過去の取崩実績額等を考慮しながら、毎年度、積立（取崩）額を決定している。
- ・予算編成において最低限必要となる前年度末残高の水準を維持することを目標にしている。
- ・地方財政法の規定によるほか、前年度予算（補正予算の場合は当初予算）に対する県税の増収分に条例で定められた率を乗じて積立て。
- ・決算状況を踏まえ可能な範囲で積立てを行っており、特に目安は定めていないが、過去の税収の減収実績相当分は、最低限確保しなければならないと考えている。
- ・毎年度、予算編成における収支不足対応として大幅な取崩しを行い、枯渇した基金残高について年度内に可能な限り回復を図っている。
- ・出資法人債務に係る損失補償相当額、公営企業会計の事業損失リスク相当額を積立て。
- ・財政調整基金、減債基金を含む5つの基金を財政調整型基金と称しており、当該基金の合計残高300億円を目安としている。
- ・中期財政運営方針（H28～32）の財政収支見通しにおける要調整額、大規模災害や景気変動などによる税収減に備えるため、一定の残高を確保する必要があるが、現時点では必要な積み立てができていないこともあり、全体としての目安は設定していない。
- ・財政健全化基本方針（第2ステージ）で全国平均（東京都除く）の財源対策用基金残高（財政調整基金及び減債基金の計）の確保を目標としている。
- ・財政調整用基金（財政調整基金、県債管理基金（満期一括償還除く）、職員等退職手当基金、県有施設整備基金）が、財政再建戦略策定（H21.2）時の最低水準53億円を下回らないよう積立てている。
- ・本県の標準財政規模に占める基金残高の割合は他団体に比べ未だ低い水準にあり、自然災害等の不測の事態に備えて、他団体の状況を参考にしながら、基金の充実に努めている。
- ・全国の平均残高

# 「基金の積立状況等」に関するアンケート結果⑤

## 3. 各都道府県における、財政調整基金及び減債基金の積立額の目安について（複数選択可）

### (2) 減債基金

#### (割合、見込額等の具体例)

ア	標準財政規模の一定割合	5	5%～10%程度（すべての県は財政調整基金と合わせて）
イ	基準財政需要額の一定割合	0	—
ウ	予算規模の一定割合	1	5%程度（減債基金と合わせて）
エ	県債残高の一定割合	0	—
オ	中・長期の財政見通し等に基づく財源不足見込額	5	約50億円～約540億円（うち4県は財政調整基金と合わせて）
カ	災害の被害想定等に基づく所要見込額	4	約40億円～約250億円（うち2県は財政調整基金と合わせて）
キ	リーマンショック時などにおける県税の減収実績額	1	—
ク	過去の取崩実績額	4	約200億円～約340億円（うち1県は複数基金と合わせて）
ケ	その他	21	—
コ	特に目安となる水準はない	12	—

#### 【その他】※財政調整基金との重複あり

- ・過去の取崩実績額等を考慮しながら、毎年度、積立（取崩）額を決定している。
- ・予算編成において最低限必要となる前年度末残高の水準を維持することを目標にしている。
- ・基金残高は未だ地財ショック以前の水準に回復しておらず、当面の目安としてこれまでに取り崩しを余儀なくされた金額を回復させる。
- ・決算状況を踏まえ可能な範囲で積立を行っており特に目安は定めていないが、過去の税収の減収実績相当分は、最低限確保しなければならないと考えている。
- ・毎年度、予算編成における収支不足対応として大幅な取崩しを行い枯渇した基金残高について、年度内に可能な限り回復を図る。
- ・臨時財政対策債等の償還に対する基準財政需要額算定額と実償還との差を積立て。
- ・本県では財政調整基金、減債基金を含む5つの基金を財政調整型基金と称しており、当該基金の合計残高300億円を目安としている。
- ・中期財政運営方針（H28～32）の財政収支見通しにおける要調整額、大規模災害や景気変動などによる税収減に備えるため、一定の残高を確保する必要があるが、現時点では必要な積み立てができていないこともあり、全体としての目安は設定していない。
- ・財政構造改革基本方針（H29-H31）における目標として設定。
- ・平成29年度末の県債残高が8,500億円を超える中で、将来の県債の償還に備え、毎年度の決算剰余金の2分の1の範囲内で可能な限り積立てを行っている。
- ・財政健全化基本方針（第2ステージ）で全国平均（東京都除く）の財源対策用基金残高（財政調整基金及び減債基金の計）の確保を目標としている
- ・本県の標準財政規模に占める基金残高の割合は他団体に比べ未だ低い水準にあり、自然災害等の不測の事態に備えて、他団体の状況を参考にしながら、基金の充実に努めている。
- ・全国の平均残高



## 「基金の積立状況等」に関するアンケート結果⑥

### 4. 地方の基金の累増に係る問題提起に対する国への反論・意見について

#### （基金増加の原因・背景）

○地方は、国と異なり、経済不況による税収減等不測の事態により生ずる財源不足を、柔軟に赤字地方債の発行により賄うことができず、歳出削減や基金取り崩し等により収支均衡を図るほかはない。

○毎年度の予算編成で財源不足が生じているため、効率的な執行により生み出した前年度の財源を基金に一旦積み立てて、翌年度の財源不足の解消に活用している。自治体における年度間の財源調整の手法が基金しかない以上、このような年度間の財源調整機能を否定されては基金の意味がない。

○地方では国を大きく上回る行財政改革を実施するなかで、近年の基金の増加は、災害や将来の税収の変動に備えた財政運営の年度間調整の取組みの現れである。

○現在の基金の状況は、地方公共団体自らが不断に行財政改革に取り組むことによって、将来予想される財政需要に適切に対応するために積み立てた結果であり、これを否定することは中長期的な視野を持って健全な財政運営を行おうとするインセンティブを阻害する。

○国とは異なり、地方公共団体は収支均衡を図るための赤字債を自由に発行できないことから、景気変動による税収減等に備えるため、年度間の財源調整手段として一定規模の基金残高の確保は不可欠である。

○特定目的基金であっても、支出が複数の年度にわたるため、あるいは特定の財源を特定の政策目的のために確保するため、基金という形態での対応を前提としているものもあり、個別の団体の状況を踏まえることなく、総体として見るべきではない。

○特定目的基金についても、国からの交付金を原資としたもの、積立額が法令により定められているもの、県の超過課税を主として積み立てているもの、寄付金を財源として積み立てているものなど、用途が特定されている。

○地方は国と異なり金融・経済政策・税制等の権限を有しておらず、これまでから国を上回る行財政改革を実施する中で、災害や税収減等に備えた基金の積立等、各地域の実情に応じた財政運営を行ってきており、地方の行革努力への意欲を損なうことがあってはならない。

○地方の基金の増加は、国のように赤字国債を発行できない中で、大規模災害はもとより、今後増加する公共施設等の老朽化対策等の将来の備えなど、歳出抑制努力等の地方の適切な財政運営の成果として評価すべきである。

○市町村も含め地方全体で基金残高が増えていることが問題視されているが、地方では財政運営上の予見が困難な状況の下、行財政改革や歳出抑制の努力を行う中で、基金の積立等により、災害や将来の税収変動、社会保障等に要する経費の増嵩に備えた年度間調整の取組を行う必要がある。

○基金は、各地方自治体が様々な地域の実情を踏まえ、歳出抑制努力も行いながら、それぞれの責任と判断で積立てを行ってきたもの。基金残高の増減の状況は様々であり、それぞれ自主的な判断に基づく財政運営の結果として尊重されるべき。

○地方は、赤字地方債の発行権限が限定されており、歳出抑制等の財政健全化の取組により収支の均衡を図るとともに、予期しない税収減や災害発生による支出増などへの対応に必要な基金の残高を確保してきた。

## 「基金の積立状況等」に関するアンケート結果⑦

### 4. 地方の基金の累増に係る問題提起に対する国への反論・意見について

#### (反論・意見)

- 自治体の基金は三位一体改革の影響で枯渇しかけていた状況から、歳出抑制に努めることで残高の回復を図ってきたものであり、単に残高が増えたことのみをもって財政状況に余裕があると判断するのは不適切。
- 経済財政諮問会議等では平成17年度の基金残高を比較対象としているが、当時は三位一体改革等で地方財政が非常に厳しい状況に置かれていた時期であり、この時点と比べて現在の基金残高が過大と結論づけるのは短絡的である。
- 財源不足が生じた際、国は赤字国債や税制改正で柔軟に対応できる仕組みとなっているのに対し、地方自治体は基金の取崩しにより財源を捻出するほかないことから、一定程度の財政調整基金は制度的に必要であることを強く主張すべきである。
- 増収局面では基金を積み立てて財政の対応力を培い、減収局面では継続的な行政サービスを支えるための財源として基金を適切に活用しており、一時の基金残高の増加をもって余裕があるかのような捉え方をされることは容認できない。
- 基金への積立は、長期的視点を持って財政運営を行う中で、将来の財政需要への備えや地域の実情を踏まえて、歳出抑制努力も行いながら、それぞれの団体の責任と判断において行っているものであることを主張していくべきである。
- 特定目的基金であっても、支出が複数の年度にわたるため、あるいは特定の財源を特定の政策目的のために確保するため、基金という形態での対応を前提としているものもあり、個別の団体の状況を踏まえることなく、総体として見るべきではない。
- 景気や金利の変動などの急激な財政環境の悪化への備えや、主要プロジェクト等の県政発展に資する施策・事業を持続可能な財政運営を維持しつつ、計画的に実施するために必要な資金を積み立てているものであり、基金残高の増加傾向をもって、「地方交付税の配分を見直すべき」という指摘はあたらない。
- 財政調整基金などは、地方が国を上回る職員数を削減するなど徹底した行財政改革に取り組んできた結果捻出した財源を、様々な地域の実情に応じ、その判断に基づいて積み立ててきたものであり、近年、地方団体全体として基金が増加していることをもって地方財源を削減することは不相当と主張すべきである。
- 社会保障関係費が増嵩を続けるなど非常に厳しい財政状況の中、地方においては、職員数の削減や政策的経費の節減など、国を上回る行財政改革等に取り組んできたことについて、地方と国との取組を定量的に比較することなどを通じ、強く主張するべき。
- 特定目的基金を設置し、重点的に取り組むべき課題の解決に要する財源の積立を行っており、全体として基金残高の増加傾向をもって地方財政に余裕があるかのような議論に対しては、地方の個別の実情をしっかりと踏まえた議論を展開していく必要がある。
- 基金はこうした計画的な財政運営への備えや歳出努力の結果として積立られたものであり、地方の基金残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような議論を行うことは、地方の財政健全化の意欲を削ぐことになりかねず、適当ではない。
- 地方の基金の累増については、地方が平成16年のいわゆる「交付税ショック」以降、財政運営に抱いた大きな危機感が反映されていることや国は地方固有の財源である交付税原資を確保しておらず、臨時財政対策債により地方に負債を負わせている状況にあることを指摘し、反論すべき。

# 観光施策に関する予算額(平成30年度)及び潜在的事業等に関する調査結果 ①

[ 全国知事会地方税財政常任委員会調査(H30.6) ]

## 1 観光施策に関する予算額(平成30年度)及び潜在的事業費

- 平成30年6月 全都道府県に対して調査を実施(全都道府県から回答あり)
- 観光施策に関する「(1)予算総額」の内訳として、「(2)訪日外国人旅行者関連事業費」、「(3)国内旅行者関連事業費」に分類し、特徴のある事業についても併せて調査
  - ※ 「都道府県・政令指定都市における観光予算等調査」(観光庁調査)における回答額のほか、観光施策に関する予算についても幅広く記載。(H29→H30繰越含む)
  - ※ 国内旅行者向けの事業が一部含まれていても、訪日外国人旅行者を対象としている事業は(2)に計上

〈参考〉観光庁 平成30年度当初予算額 248億円(平成29年度補正予算額 91億円)

(百万円)

(1) 予算総額 (事業費を集計(職員人件費を除く))												潜在的 事業費
				(2) 訪日外国人旅行者				(3) 国内旅行者				
計	国庫	一財	その他	計	国庫	一財	その他	計	国庫	一財	その他	
109,954	12,793	55,092	42,069	38,539	6,561	21,613	10,366	39,185	5,636	21,074	12,475	64,802

【注】表中の数値は、それぞれ原数値を四捨五入しているため計数が一致しない場合がある。

【注】「(1)予算総額」には、「(2)訪日外国人旅行者関連事業費」「(3)国内旅行者関連事業費」に該当しない経費が含まれているため、「(1)の予算総額」と「(2)及び(3)の合計額」は一致しない。

【注】「潜在的事業費」は、現在、予算計上されていないものの、仮に財源が確保できることとなった場合に組みたい(または拡充したい)観光施策に係る事業の経費を概数で集計したもの

# 観光施策に関する予算額(平成30年度)及び潜在的事業等に関する調査結果 ②

[ 全国知事会地方税財政常任委員会調査(H30.6) ]

## 2 観光施策に関する主要事業(平成30年度)

訪日外国人受入れのための人材育成や環境整備、日本版DMOの形成、航空会社・鉄道会社等と連携したキャンペーンなど、全国各地で様々な観光施策を実施

### 訪日外国人旅行者関連事業

#### 1 訪日外国人受入に向けた環境整備

##### 受入体制整備事業

- ・多言語対応可能な観光案内所の設置・運営
- ・多言語表示案内板の設置支援
- ・フリーWi-Fiの整備促進
- ・外国人観光客交流館の運営

##### 日本版DMO形成事業

- ・官民連携した新組織を設立し、海外に向けた観光情報の発信等を実施

##### クルーズ船定期航空路誘致事業

- ・クルーズ船誘致に向けたPR
- ・受入体制の整備・強化を実施
- ・航空ネットワークの維持・拡充を図るため、空港の利用促進・利便性向上対策を実施
- ・国際定期線誘致を戦略的に推進

##### インバウンド対応人材育成事業

- ・観光事業者向けおもてなし研修実施
- ・ボランティアガイドの育成・活用
- ・インバウンドツーリズムの企画・実施のできる人材を育成

#### 2 戦略的な観光プロモーション・PR

##### ターゲットを絞った誘客促進事業

- ・近隣県との広域連携によるマスコミ・旅行会社等の招聘事業を実施
- ・欧米等の富裕層をターゲットとしたプロモーション活動を実施

##### 現地における効果的なプロモーション

- ・知名度向上、旅行商品の造成等を図るため、現地で観光説明会等を開催

##### 教育旅行・MICE等誘致事業

- ・教育旅行の誘致や国際会議等の開催、誘致を促進
- ・サイクリングモデルツアーの実施

#### 3 地域の多様な魅力の対外発信強化

##### 地域資源活用事業

- ・歴史・文化、祭、伝統工芸、食、酒、アート、世界遺産、温泉等の地域の観光資源を活かした体験型ツアーの造成

##### 情報発信強化事業

- ・ICT、映像コンテンツ等を活用した観光情報の発信
- ・観光データの分析による整備事業

### 国内旅行者関連事業

#### 1 観光資源のブラッシュアップ、受入体制の整備

##### 日本版DMO形成事業

- ・DMO創設に向けた基盤づくり、調査、運営支援を実施
- ・観光案内機能の強化や新たな周遊ルートを開発

##### 二次交通整備事業

- ・アクセス向上を図るため、駅・空港などを拠点とした二次交通網を整備

##### 滞在型観光の推進

- ・滞在型観光ビジネスモデルの構築
- ・特典付与型観光パスポートの発行

##### 情報発信・環境整備事業

- ・マーケティング分析を活かしたコンテンツの作成やICTによる情報発信
- ・ICTを活用した戦略的なPR
- ・観光案内板設置など観光客受入れのための基盤整備

##### 観光人材育成事業

- ・県民や観光事業者のおもてなし力の向上

#### 2 観光キャンペーン・地域資源の活用

##### 観光プロモーション開催事業

- ・大型イベント等を効果的に組み合わせた誘客キャンペーンを実施
- ・地域ブランドを活かしたプロモーション事業を実施

##### 世界遺産等による誘客

- ・世界遺産を核とした旅行プランの造成やガイドブックの作成

##### ヘルスツーリズム等の推進

- ・ユニバーサルツーリズムに関する普及啓発セミナーの開催

##### 航空会社・鉄道会社等と連携した観光キャンペーン

- ・旅行会社等と連携した観光プロモーション事業の実施
- ・JR各社と連携したデスティネーションキャンペーンの実施

##### 歴史を活用した周遊事業

- ・地域資源や歴史等を活かし、県内周遊街歩きを誘導する事業を実施

#### 3 大都市圏等における情報発信

##### 誘客促進・交流人口拡大事業

- ・大都市圏で観光・物産展を開催するなど効果的なプロモーションを展開
- ・テレビ、新聞、雑誌、SNS等のメディアによる認知度拡大と誘客促進



# 観光施策に関する予算額(平成30年度)及び潜在的事業等に関する調査結果 ③

[ 全国知事会地方税財政常任委員会調査(H30.6) ]

## 3 観光施策に関する潜在的事業の例

多様な観光客に対応するための環境整備や、IoTを活用した観光動向の調査、地域資源を生かした観光を行うための施設整備など、様々な潜在的観光施策

### ソフト事業

#### 1 観光客受入に向けた環境整備

##### 外国人観光客受入事業

- ・多言語対応事業(人材育成、コールセンター等)
- ・通訳ボランティアのスキルアップ

##### 地域二次交通支援事業

- ・地域の観光地を結ぶバス運行に対する支援
- ・バス・JRにおける共通カードの導入

##### 外国クルーズ船誘致による地方創生事業

- ・クルーズ旅行商品に関する情報発信やピーター獲得のためのツール作成

##### 日本版DMO形成促進事業

- ・DMO形成に向けたマネジメントを行う専門人材の配置等への支援

#### 2 戦略的な観光プロモーション・PR

##### データを活用した情報発信事業

- ・外国人個人観光客のトレンド調査や宿泊を促進するためのオンラインプロモーションを実施
- ・ビッグデータを活用した交流人口動向調査結果を地域の観光振興対策立案等に活用

##### 現地における効果的なPR

- ・海外旅行会社、メディアを対象とした情報発信、ファミトリップの実施
- ・国外から映画やドラマの撮影を誘致し、外国人にとって魅力的な観光スポットの造成

##### 教育旅行・MICE等誘致事業

- ・特色を活かした教育旅行の誘致や国際会議等の開催、誘致を促進
- ・自然環境等を活かしたサイクリングモデルツアーの実施

#### 3 地域の多様な魅力を活用した観光促進

##### 宿泊施設の経営強化支援事業

- ・経営改革に取り組む宿泊施設のための経営アドバイザー派遣に要する経費への支援を実施

##### 土産物開発支援事業

- ・魅力ある土産物の開発及びブラッシュアップ支援

### ハード事業

#### 1 観光関連施設の整備

##### 観光施設等の整備・改修事業

- ・観光集客施設の改修事業
- ・宿泊施設整備促進に向けたインセンティブ事業
- ・宿泊施設が行う耐震改修等を支援
- ・観光施設等のバリアフリー化

##### IoT環境整備事業

- ・観光施設におけるWi-Fi環境の整備
- ・バスロケーションシステムの導入支援事業
- ・カード決済やウィーチャットペイ、アリペイなどの多様な決済手段の導入
- ・観光施設でのAR(拡張現実)・VR(仮想現実)の推進

##### 景観を意識した施設整備

- ・観光地の景観を阻害する廃屋等の撤去支援事業
- ・電柱の地中化や駐車場の整備、観光客の休憩スポットの設置

#### 2 地域資源の活用及び情報発信

##### 観光誘客施設の整備

- ・地域の古民家等を活用したレストラン等観光施設の整備
- ・地域の歴史や食文化等を活用した観光施設の整備

##### 文化施設における環境整備

- ・美術館、博物館等の受入体制及び設備の整備

##### 遊休施設を活用した環境整備

- ・遊休施設を活用した観光施設の利便性・魅力向上のための改修を支援

#### 3 訪日外国人受入に向けた環境整備

##### インバウンド対策事業

- ・外国人観光客のための多言語表記の案内看板や誘導看板の設置
- ・観光施設や宿泊施設における公衆トイレなどの設備の洋式化

##### 外国人観光客に向けたPR事業

- ・多言語ガイドブックの作成による観光地のPR
- ・外国人観光案内所の施設整備等機能強化



# 自動車税の見直しに関するアンケート結果

- 平成30年6月 全国知事会地方税財政常任委員会の構成都府県に対してアンケートを実施
- 委員長県を除く23団体からの回答結果をとりまとめ

## ○ 自動車税の税率引下げ等の軽減措置についての意見

- ・ 引き下げるべきではない 20
- ・ 当面は引き下げるべきではない 1
- ・ 消費税率引上げの際に、別の代替財源があれば引き下げても良い 0
- ・ 代替財源がなくても引き下げるべき 0
- ・ その他 2

### 【引き下げるべきではない】

- ・ 自動車税は偏在性が小さく、安定的な都道府県の基幹税であり、その見直しは地方財政に与える影響が大きい
- ・ 自動車取得税廃止・環境性能割導入にあたっては、減収分に十分な代替財源が確保されていない
- ・ 道路施設の利用等に対する社会的コストを自動車の所有者に求める見地から、現在の税込規模を維持すべき
- ・ 今後も道路の整備・維持修繕等に多額の経費を要する状況を踏まえれば、現在の税込を維持する必要がある
- ・ 道路整備等の財源として確保するため、自動車の需要喚起や自動車ユーザーの負担軽減の観点等からの自動車税率の引下げを行うべきではない。

### 【当面は引き下げるべきではない】

- ・ 引き下げられた場合の財源確保が困難となる恐れがあるため、当面は引き下げるべきではない

### 【その他】

- ・ 自動車税の軽減措置については、減収額に見合った具体的かつ安定的な代替財源を制度的に確保することが大前提
- ・ 地方の財政に影響を及ぼさず、減収額に見合った具体的かつ安定的な代替財源を制度的に確保することを前提として、車体課税の簡素化及び自動車ユーザーの負担軽減を図るべき

# 地方法人課税の新たな偏在是正措置に関するアンケート結果

- 平成30年6月 全国知事会地方税財政常任委員会の構成都府県に対してアンケートを実施
- 委員長県を除く23団体からの回答結果をとりまとめ

## ○地方法人課税の新たな偏在是正措置についての意見

- ・ 新たな偏在是正措置が必要 20
- ・ 新たな偏在是正措置は必要ない 2
- ・ その他 1

### 【新たな偏在是正措置が必要】

- ・ 地方税収が全体では増加する中で、地域間の財政力格差が拡大する傾向にあり、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた新たな抜本的な取組みが必要
- ・ 人口一人当たりの税収額が最大と最少の差が6.1倍となっている地方法人課税において新たな偏在是正措置が必要
- ・ 現行制度のまま消費税・地方消費税率が10%に引き上げられると、地方法人特別税・譲与税の廃止により、都市部との税収格差が拡大する可能性が高いため、新たな偏在是正措置の検討が必要
- ・ 偏在性の大きい地方法人課税と偏在性の比較的小さい消費税との税源交換を行うなど、税制の抜本改革を進めるべき
- ・ 法人事業税の一部を地方交付税として再配分するなど、実効性のある偏在是正措置が必要
- ・ 偏在是正により生ずる財源は必要な歳出を地方財政計画に確実に計上し、地方の経済や財政の状況等にも留意して実効性のある偏在是正措置とすべき
- ・ 地方法人課税の偏在是正は必要であるが、都道府県間の財源の奪い合いではなく、地方税の充実確保という本来の目的を達成するため、全体像を見据えた幅広い検討が必要

### 【新たな偏在是正措置は必要ない】

- ・ 税収格差の是正は、税源移譲により地方税を拡充する中で国の責任において地方交付税で行うことが筋であり、既に地方交付税で十分に調整されている
- ・ 地方税全体の偏在度は縮小しており、地方税の国税化は地方分権の流れに逆行することから、税財源を確保し、税収全体のパイを拡大させることが重要

### 【その他】

- ・ 地方法人課税は、法人が享受する行政サービスに着目して課されるものであり、税収の帰属が企業活動の実態をより反映したものとなるような見直しについては否定しない。

## ○その他、地方法人課税の偏在是正についての意見

- ・ 地方税の国税化・交付税化など、大都市（不交付団体）の税収を地方（交付団体）へ移譲する措置では、地方交付税の削減によって効果は限定的となるため、新たな偏在是正措置においては、地方交付税の影響も加味した上で、地方全体の財源が確保される仕組みの検討が必要。なお、法人事業税交付金の算定では、超過課税を実施している都府県に配慮するよう見直すべき
- ・ 法人事業税の分割基準の見直しにあたっては、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から検討し、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とすべき
- ・ 真の地方自治とは、地方自治体が自らの権限と財源によってその役割を果たすことで初めて実現するものであり、地方税を縮小するような地方分権に反する措置の導入や受益と負担という地方税の原則を無視した地方間の水平的財政調整をすべきではない。限られた財源の奪い合いではなく、真の地方自治の実現に向けた地方税財源の拡充による安定的な地方税体系の構築が必要であり、その実現に向けた改革を進めていくべき。また、法人事業税の暫定措置は、期限の到来をもって確実に廃止すべき
- ・ 仮に、地方法人課税によって何らかの偏在是正措置が行われる場合も、地方税財源の充実強化という観点から実効性のあるものとすべきであり、そのことによって地方交付税総額が減額されるようなことがあってはならない。また、法人が地方自治体の行政サービスを享受していること、地方法人課税が地方団体にとって企業誘致等による税源涵養のインセンティブとなっている面もあることなどを踏まえれば、引き続き、地方法人課税は堅持されるべき。
- ・ 偏在性を完全になくすことは困難であることから、地方交付税による財政調整機能をしっかりと確保しておくことが必要。
- ・ 地方法人特別税・譲与税により大幅な税収減が生じた地方自治体では、多額の臨時財政対策債の発行等による財政運営を余儀なくされてきた。法人も地方自治体の行政サービスの提供を受けており、受益に応じた負担が地方税の基本原則であること、地方法人課税が地方自治体にとって企業誘致等による税源涵養のインセンティブになっていること、日本経済を牽引する都市部の役割等を十分に踏まえ、議論されるべき。全ての地方自治体の財政運営等に悪影響が生じないように、適切な措置を講じるべき
- ・ 偏在性の小さい地方税体系がいまだ構築されているとは言えず、地方法人特別税・譲与税を廃止することは時期尚早であり、その存置や、譲与基準の見直しなどにより偏在是正効果を高める方向での見直しが必要。他方で、国際的租税競争等による国・地方を通じた法人実効税率を巡る今後の議論次第では、法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進めることも一つの選択肢
- ・ 地方消費税率引上げによって全国的な増収が担保されている時期こそ、偏在是正措置を実施すべき
- ・ 2019年度以降において、社会保障関係経費の増嵩対策や公共施設の老朽化対策など、増加する地方の財政需要に的確に対応するため、偏在是正により生ずる財源については、必要な歳出を地方財政計画に確実に計上すべき
- ・ 地方法人課税の偏在是正措置は、財政力の弱い地域への影響を考慮し、地方の経済や財政の状況等に留意して検討すべき
- ・ ネット販売やフランチャイズなど経済や消費等の構造変化により、人口移動以上に本社のある東京など大都市圏に税収が集まる状況が発生し、税制度自体が追い付いていないような状況が発生していると考えられるため、その点も踏まえた更なる偏在是正措置を検討すべき
- ・ 地方法人課税の偏在是正は、地方が東京から財源を奪う、分配してもらうものではなく、現在生じている制度上のゆがみを修正するもの。地方税の主旨を踏まえ、あるべき姿を示しながら議論を進めるべき